

# 悪質商法にだまされないで!!



## あの手この手で迫ってくる 悪質商法の主な手口

- ・訪問販売
- ・催眠商法
- ・デート商法
- ・点検商法
- ・マルチ商法(連鎖販売取引)
- ・資格商法
- ・アポイントメントセールス
- ・キヤッセールス

※最近では、インターネットを利用した悪質な通信販売も増えています。  
ご注意ください!

### 悪質商法 から身を守る 5か条

被害に遭わないために、  
日ごろから右記の  
5つの点に  
注意しましょう。

- 1 うまい話には気をつけよう
- 2 見知らぬ顔の訪問者に要注意
- 3 預貯金などプライバシーを聞く業者は疑え
- 4 必要のないものはきっぱり断る
- 5 家族や身近な人、消費者協会などに相談する

### 気軽にご相談ください!

昭和59年11月に設立した「石狩消費者協会」は、安全を求める権利・情報を得る権利など、消費者の7つの権利に基づいて活動。毎月「協会だより」を発行するほか、暮らしの講座や料理教室、消費者まつり、各種イベントへの参加、苦情相談などを行っています。相談は無料で秘密は厳守されますので、気軽に相談してください。

#### ■石狩消費者協会相談窓口

日時 毎週火曜10:00~15:00(祝日および12:00~13:00を除く)

所 花川北6-1-5 石狩商工会館3階

☎72-2432

#### ■石狩市消費生活相談窓口

日時 毎週月・水・金曜10:00~15:00(祝日および12:00~13:00を除く)

所 花川北6-1-30-2 市役所1階ロビー

☎75-2282

そのほかの相談窓口もご利用ください。

#### ■北海道立消費生活センター

日時 毎週月~金曜9:00~16:30(祝日を除く)

所 札幌市中央区北3西7道庁別館西棟2階

☎050-7505-0999

巧妙な手口で消費者をだます悪質な業者が増えていました。例えば、高額な商品を売りつける目的を隠し、雑貨品を格安で販売するか無料で配布するなどして、消費者を安心させてから、高額な布団や健康器具などを売りつける事例があります。“格安”“無料”などのうまい話の後には、必ず落とし穴があると思ってください。また一度でも買って

しまうと、業者の間で情報が流れ、悪質な業者の訪問が連鎖するので注意が必要です。万が一、だまされたと思ったら慌てずに！契約して8日間以内であれば、契約解除ができる「クーリング・オフ」制度があります。もし「クーリング・オフ」期間が過ぎてもあきらめないで、まずは左記の相談窓口にご連絡ください。

特  
集

# 食事の工夫で メタボ解消!



あなたは大丈夫?

内臓脂肪がたまりやすい食べ方をしていませんか?

- 朝食を抜くなど1日3食、食べていない
- 食事の内容は魚・肉・卵・大豆製品など「主菜」がほとんど
- 野菜や海藻・キノコ類など「副菜」はあまり食べない
- お菓子が大好きで、ジュース、お酒などをよく飲む

僕たちはすべてに☑  
が入っちゃったね。  
食生活を見直さなくては!



特集イメージキャラクター  
め た ほ あ る ひ と  
多 保 有 人

特集イメージキャラクター  
ふ くい が ま さ か  
腹 囲 賀 真 砂 加

上記は、メタボリックシンドロームの  
危険信号が点灯している食事例です。  
あなたはいくつ☑が入りましたか?  
今回の特集には、メタボ解消へのヒントが  
ちりばめられていますよ!